

## 船舶事故調査報告書

令和6年12月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

<b>事故種類</b>	乗組員死亡
<b>発生日時</b>	令和5年5月20日 04時45分ごろ
<b>発生場所</b>	千葉県銚子市犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位085° 93.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 50.0′ 東経142° 47.0′）
<b>事故の概要</b>	漁船第八十八 <sup>ひくどく</sup> 福德丸は、操業中、甲板員1人が海中に転落して死亡した。
<b>事故調査の経過</b>	令和5年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十八福德丸、119トン 134407、有限会社福德水産（A社） 29.70m（Lr）×5.69m×2.48m、FRP ディーゼル機関、720kW、平成8年1月 （写真1 参照） <div style="text-align: center;">  </div> 写真1 本船
<b>乗組員等に関する情報</b>	船長 43歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成20年1月21日 免状交付年月日 令和5年1月25日 免状有効期間満了日 令和10年2月11日

	<p>漁労長 49歳  三級海技士（機関）（機関限定）  免許年月日 平成20年5月23日  免状交付年月日 令和4年12月14日  免状有効期間満了日 令和10年5月22日  甲板員A（インドネシア共和国籍） 28歳</p>
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約10m/s、視界 良好  海象：波高 約2m、水温 約21℃  常用薄明時刻：03時54分ごろ</p>
事故の経過	<p>本船は、船長、漁労長及び甲板員Aほか16人（日本国籍8人、インドネシア共和国籍8人）が乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、令和5年5月19日宮城県気仙沼市気仙沼港を出港し、犬吠埼東南東方沖約60Mの漁場に向かった。</p> <p>本船は、20日04時00分ごろ、犬吠埼東方沖約90Mの海上で探索を開始し、東方に約10ノットの対地速力で航行していたところ、びんちょうまぐろの群れを発見した。</p> <p>漁労長は、機関を中立として、甲板員Aほか乗組員を左舷船首甲板上から左舷船尾甲板上にかけて配置に付け、甲板員Aは船長と共に左舷船首端付近で、2人で1組となり、2本の竿の先に1つの釣針を用いる漁を開始した。（図1参照）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: right;">※○印は乗組員</p>
	<p style="text-align: center;">図1 本事故時の甲板上の配置状況</p> <p>甲板員Aは、船長と共にびんちょうまぐろ1尾を釣り上げた際、びんちょうまぐろが釣針を飲み込んで外れなかったため、甲板側に振り</p>

返り、海に背を向けた中腰の状態<sup>ベリ</sup>で釣針を外そうとしていたところ、04時45分ごろ、横波を受けた本船の動揺により、足下が狭い船縁で体勢を崩し、海中に転落した。(写真2、写真3参照)



写真2 釣りの状況（再現）



写真3 釣針を外す状況（再現）

甲板員Aは、左隣で作業を行っていた乗組員から伸ばされた長さ約3.2mの竿を掴んだものの握り続けることができず、その後、船長から伸ばされた長さ約5mのカギ竿を掴んだものの握り続けることができなかった。

甲板員Aは、その後、船首方向から本船の右舷側に流され、船首を東方に向けた本船の約30m南方に離れた。

漁労長は、乗組員の様子を見て甲板員Aが海中へ転落したことを知り、甲板上から操舵室に向かい、本船と甲板員Aが離れないよう操舵を行うとともに、付近で操業中の漁船に救助要請を行った。

転落に気付いた甲板員2人は、船尾甲板上に設置されていた救命浮環を携えて、甲板員Aに向かって海中に飛び込んだが、たどり着くことができず、甲板員Aは、意識がなくなり、海面にうつ伏せの状態となった。

また、別の甲板員は、救命浮環を携えて、甲板員Aに向かって海中に飛び込み、救命浮環に結んだロープは途中で解けたもののたどり着くことができ、甲板員Aを救命浮環の中に入れた。

さらに、甲板員Aは、ロープを携えた別の甲板員が、救命浮環にロープをつなぎ、船上にいた乗組員でロープを引っ張り本船に寄せて、05時00分ごろ操舵室前右舷側から本船に収容された。

甲板員Aは、乗組員によるAEDでの心肺蘇生が試みられたものの反応がなく、その後、約3時間、心臓マッサージ及び人工呼吸の応急処置が行われたが、意識が戻らなかった。

本船は、05時03分ごろ漁労長が本事故発生を海上保安庁に通報した後、帰航を開始し、17時25分ごろ千葉県勝浦市勝浦港へ到着した。

甲板員Aは、警察署へ搬送され、病院の医師により死亡が確認された。

	<p>甲板員 A は、その後、大学の医師により、死因が短時間での溺水、死亡推定時刻が 08 時 00 ごろと検案された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>甲板員 A は、平成 24 年 12 月に技能実習生として来日し、A 社で 3 年間の技能実習を修了した後、特定技能の認定を受けて再び来日し、令和 4 年 3 月から本船に乗船し、本事故時まで約 1 年間、作業時には本船で釣りや漁獲物の管理等を担当していた。</p> <p>甲板員 A は、本事故時、ヘルメットをかぶり、カッパの上下を着て、ゴム長靴を着用していたが、作業用救命衣を着用していなかった。</p> <p>船長及び漁労長は、ふだん白波が立った場合は作業を中止していたが、本事故時、時化て本船に動揺はあったものの白波は立っておらず、また、周囲の漁船も作業しており、作業可能と判断した。</p> <p>船長及び漁労長は、ふだん、荒天時には作業用救命衣を着用するよう乗組員に指導していたが、本事故時には着用するよう指示はしていなかった。</p> <p>甲板員 A は、泳ぐことができなかった。</p> <p>甲板員 A は、健康状態に異常はなく、本事故時、体調不良を訴えていなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>甲板員 A の死因は、短時間での溺水であった。</p> <p>甲板員 A は、本船が犬吠埼東方沖において作業中、作業用救命衣を着用せず、左舷船首端付近の甲板上で、海に背を向け中腰の状態に漁獲物から釣針を外す作業を行っていた際、同甲板上から海中に転落して溺水したものと推定される。</p> <p>甲板員 A は、海に背を向けた中腰の状態に漁獲物から釣針を外そうとしていたところ、本船が横波を受け船体が動揺したことにより、足下が狭い船縁で体勢を崩したことから、海中に転落したものと考えられる。</p> <p>船長及び漁労長は、本事故時、荒天ではなかったことから、乗組員に作業用救命衣の着用を指示していなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、犬吠埼東方沖において作業中、甲板員 A が、作業用救命衣を着用せず、左舷船首端付近の甲板上で、海に背を向け中腰の状態に漁獲物から釣針を外す作業を行っていた際、本船が横波を受け船体が動揺したことにより、足下が狭い船縁で体勢を崩したため、同甲板上から海中に転落して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>A社は、本事故後、乗組員に対し、甲板上での作業用救命衣の着用及び救命浮環の投下方法の指導を徹底すること等を確認した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁業に従事する会社は、所属漁船の操業中における海中転落等の事故防止に係る安全教育を徹底すること。</li><li>・ 船長は、甲板上で漁労作業に当たる乗組員に作業用救命衣の着用を励行させること。</li><li>・ 落水者があった場合、乗組員は直ちに船長や操船者に知らせ、船長等は直ちに救助操船を行うこと。</li><li>・ 船長は、乗組員が主に作業する場所付近に救命浮環を設置することが望ましい。</li><li>・ 船長は、救命浮環を使用する際、救命浮環に結んだロープが外れないよう確実に結んだ上で投下するなど、適切な投下方法を乗組員に指導すること。</li><li>・ 船舶所有者は、乗組員に船縁付近など海中転落の可能性が高い甲板上で漁労作業を行わせる場合、作業用救命衣を着用させるとともに、命綱又は安全ベルトを併用させることが望ましい。</li></ul>
--------------	---

付図1 事故発生場所概略図

